

研究倫理・研究支援パンフレット

公正な研究活動を推進するために

○ このパンフレットは、学内専用・本学教職員対象のものです。学内研究費（個人研究費を除く）、及び、科学研究費や公的資金に関し、図書館 研究支援室が管轄する内容を主に、まとめ、作成しています。

※注：個人研究費（大学予算）については、財務経理課HP（学内専用）をご確認ください。

○ このパンフレットは、毎年見直しを行い、改訂します。また、年度内においても適宜改訂することがあります。

○ このパンフレット上に、全ての分野や学際領域に対応した情報を掲載することは難しいため、文部科学省対応した情報を掲載しています。
日本学術振興会 HP 等のリンク先 QR コードを掲載しています。

図書館 研究支援室

はじめに

「研究倫理・研究支援パンフレット」の趣旨と目的

園田学園大学は、「SONODA VISION 2030」の第1期において、共学化と4年制大学への資源集中という大きな決断をしました。2025年は、第二の開学として、性別や国籍、年齢等を問わず、多様なつながりを生み出し、「共に価値を創る社会」すなわち「共創社会」の実現に貢献する大学としてスタートする年となります。

共創社会の実現には、多様性や包摂性を基盤とした他分野・他業種の協働や連携による社会課題の解決や新しい社会価値を創造する力が求められます。私たちは誠実に、そして謙虚に研究に向き合い、創造的な研究成果を生み出していかねばなりません。本学では、教育活動と社会的使命を全うするための基盤となる各分野の研究及び研究領域を横断するような意欲的な研究を促進していこうと考えています。本学教職員の皆様には是非ご自身の研究とともに学際的な視点を取り入れられ、学内外の研究資金の獲得と研究の推進につとめていただきたいと思います。

しかしながら、あらゆる研究はその倫理を遵守した上で行われなければなりません。本学では2016年4月に「園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部における研究活動の不正防止に関する規程」を制定（2025年改訂）し、研究倫理と不正防止について取り組んできています。文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の中では「科学研究における不正行為は、真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みである科学の本質に反するもの」であり、社会からの「信頼や負託が薄れたり失われたりすれば科学研究そのものがよって立つ基盤が崩れる」としています。

研究不正の防止については、研究者自身の自己規律が重要ですが、各研究機関も研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育を実施や研究活動の不正防止に向けた体制整備が求められています。今日、研究者が認識すべき研究倫理の範囲は広く、いわゆる不正行為だけではなく、疑わしい研究行為や利益相反に加え、研究費の適切な執行も厳密に求められます。言うまでもありませんが、研究の推進と研究倫理の遵守は表裏一体なのです。

本パンフレットにより、研究倫理に関する本学の姿勢、体制を再度認識していただくとともに、研究支援の体制と学内外の研究助成をご確認いただいて、より公正で創造的な研究を発展させていただきたいと考えています。

学長 大江 篤（最高管理責任者）

CONTENTS

研究倫理

1 研究者が遵守すべき行動規範 P 1

- 園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部における公的研究費の使用にかかわる行動規範
- 日本学術会議「科学者の行動規範—改訂版—」

2 研究活動における不正行為への対応について P 2

- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文部科学省）
- 園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部での研究活動における不正行為への対応（組織の管理責任の明確化）

3 公的研究費の管理・監査等について P 4

- 「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン（実施基準）」（文部科学省）
- 園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部での公的研究費等にかかる機関内責任体制と職務

4 研究活動のための研究倫理研修（コンプライアンス教育） P 6

- 『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得』（通称「グリーンブック」）
- 研究倫理e ラーニングコース「eLCoRE」

研究支援

5 研究支援体制 P 7

- 研究支援室 ●生命倫理委員会 ●動物実験委員会 ●共同研究推進委員会 ●知的財産管理委員会
- 公的研究費の不正使用に関する窓口 ●研究活動における不正行為に関する窓口

6 研究の種類 P 8

- 学内共同研究 ●学外共同研究 ●受託研究 ●奨学寄附金による研究
- 科学研究費助成事業（文部科学省・日本学術振興会）、厚生労働省 ●その他、一般公募等の助成金など

7 科学研究費助成事業（科研費）の案内 P 9

- 概要（科学研究費助成事業とは？） ●2026（令和8）年度 公募スケジュール ●科研費の公募について
- 応募前に確認しておく事 ●主な研究種目 ●科研費の使用、管理について ●科研費の研究組織
- 研究中の各種変更等について ●科研費のメリット ●その他（科研費 FAQ）

8 研究成果・研究業績等の公表について P 13

9 その他 P 14

- 学内専用「研究支援室HP」

I 研究者が遵守すべき行動規範

研究者に求められる行動規範を遵守し、公正で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。研究倫理教育やコンプライアンス教育の受講等により、研究者等に求められる倫理規範を修得した上で、研究活動を実施してください。

園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部における 公的研究費の使用に係る行動規範

(平成27年10月1日制定) 改正 令和7年4月1日

園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部（以下「本学という）は、学術研究の公平性・信頼性を確保することを目的として、公的研究費の使用に当たり、教職員が遵守すべき行動規範をここに定める。本学の研究者及び事務職員等、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員は、これを誠実に実行しなければならない。

（法令の遵守）

1 本学の教職員は、公的研究費は国民の貴重な税金が原資であることを認識し、その管理と執行にあたっては関連法令や規則を遵守する。

（適正な使用）

2 研究者等は、研究計画に基づいて公的研究費を計画的かつ適正な使用に努める。また、事務職員は、効率のかつ適正な事務処理を行うことに努める。

（管理・監査体制）

3 本学の教職員は、公的研究費の不正及び不適切な実行を防止するため、実効性のある管理・監査体制を整備する。（ルールの理解）

4 本学の教職員は、公的研究費の取扱いに係る研修等に積極的に参加し、法令等の知識を習得し、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努める。

付 則

この行動規範は、平成27年10月1日から施行する。

付 則

この行動規範は、令和7年4月1日から施行する。

日本学術会議「科学者の行動規範—改定版—」

（平成25年1月25日）より「1. 科学者の責務」抜粋

平成18年（2006年）10月3日制定 平成25年（2013年）1月25日改訂

科学者の行動規範

日本学術会議

1. 科学者の責務

（科学者の基本的責任）

1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（科学者の姿勢）

2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の科学者）

3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へと向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（化学研究の利用の両義性）

6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

2 研究活動における不正行為への対応について

文科省

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(概要)

第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

- 1 研究活動
- 2 研究成果の発表
- 3 研究活動における不正行為
- 4 不正行為に対する基本姿勢
- 5 研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律と研究機関の管理責任

第2節 不正行為の事前防止のための取組

- 1 不正行為を抑止する環境整備
- 2 不正事業の一覧化公開

第3節 研究活動における特定不正行為への対応

- 1 対象とする研究活動及び不正行為等
- 2 研究・配分機関における規程・体制の整備及び公表
- 3 特定不正行為の告発の受付等
- 4 特定不正行為の告発に係る事案の調査

第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

- 1 特定不正行為に対する研究者、研究機関への措置
- 2 組織としての管理責任に対する研究機関への措置
- 3 措置内容の公表

第5節 文部科学省による調査と支援

- 1 研究活動における不正行為への継続的な対応
- 2 履行状況調査の実施
- 3 研究倫理教育に関するプログラムの開発推進
- 4 研究機関における調査体制への支援

文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」



(平成 26 年 8 月 26 日)



本 学

園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部での研究活動における不正行為への対応

(組織の管理責任の明確化)

○不正行為を防止するための責任者として、最高管理責任者、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者を置く

■ 責任体系



■ 責任と権限

【最高管理責任者】 学長

機関全体を統括し、研究者の不正行為防止についての基本方針の決定、不正行為に関わる情報を受けたときの対応方針の決定及び最終責任を負う

【統括管理責任者】 図書館長

最高管理責任者を補佐し、研究者の不正行為防止についての機関全体を実質的に統括する責任と権限を持ち、機関全体の研究倫理教育の実施計画の策定及び実施統括、不正行為にかかる情報を受けたときの対応の統括を行う

【研究倫理教育責任者】 学部長、短期大学部の学科長、附置研究所長

- ・各部局における研究者の不正行為防止を行う
- ・研究倫理教育責任者は、自己の監督する部局において、研究活動に関わる者を対象に、定期的に研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する
- ・研究倫理教育責任者は、研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう、適切な支援や助言を行う

【告発の相談窓口】

- 図書館 研究支援室
- 事務管理部

本学において不正行為が存在する、あるいは疑われる場合の内外からの問い合わせに適切に対応する

3 公的研究費の管理・監査等について

文科省

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」

第1節 機関内の責任体系の明確化

- 1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化
- 2 監事に求められる役割の明確化

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- 1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）
- 2 ルールの明確化・統一化
- 3 職務権限の明確化
- 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- 1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置
- 2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

第5節 情報発信・共有化の推進

第6節 モニタリングの在り方

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な進め方

第8節 文部科学省、配分機関による競争的研究費等における不正への対応

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」



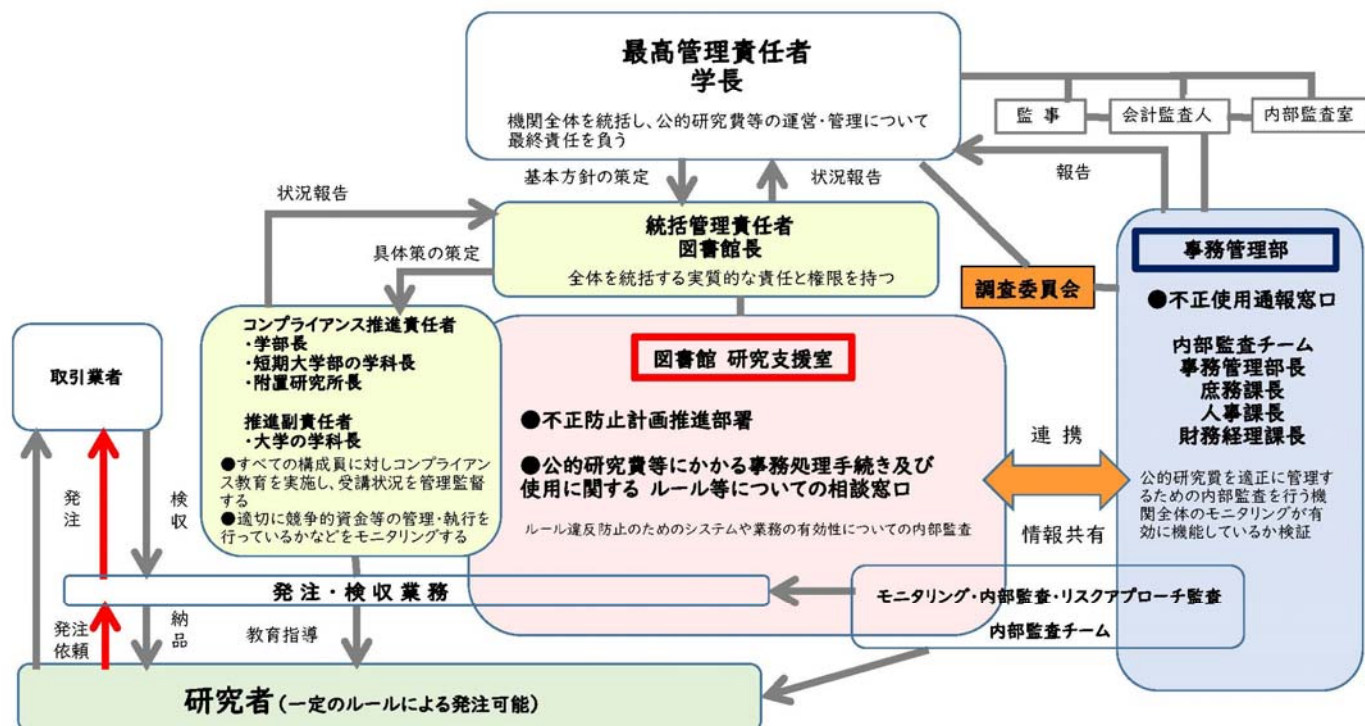
(令和3年2月1日改正)



本 学

■ 園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部での

公的研究費等にかかる機関内責任体制と職務



担当窓口

○事務管理部 内部監査チーム

TEL：06-6429-1201 FAX：06-6422-8523

◎公的研究費の不正使用に係る通報窓口 ◎研究不正行為の告発又は相談の窓口

○図書館 研究支援室

TEL：06-6429-9931 FAX：06-6429-2822

◎研究不正行為の告発又は相談の窓口 ◎公的研究費の使用ルール及び事務処理等の窓口

◎研究支援（科研費、受託研究、共同研究、奨学寄附、共同研究（学内））

◎研究倫理審査 ◎研究倫理教育 ◎学生に対する研究倫理教育

4 公正な研究活動のための研究倫理研修(コンプライアンス教育)

● 『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得』 (通称「グリーンブック」)

日本学術振興会が編集した『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得』(通称「グリーンブック」)は、研究者が遵守すべき法令及びルール、研究者の役割と責務、共同研究での課題など、公正な研究活動推進のために知っておくべき事柄を簡潔にまとめた書籍です。特に、科研費応募者は本書を内定通知受理までに読み終えることが義務付けられています。

日本学術振興会HPより 『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得』 →



● 研究倫理eラーニングコース「eL CoRE」

本学では、日本学術振興会が開発した「eL CoRE」(e-Learning Course on Research Ethics) (*上記「グリーンブック」の内容を学ぶeラーニングコースプログラム)を、毎年一回指定の期間中に受講(所要時間・約90分)し、受講修了を証明する『修了証書』をプリントアウトし、図書館 研究支援室(以下「研究支援室」という)に提出することが、全教職員に義務付けられています。

*実施時期・方法等については、研究支援室より別途(学内イントラ/研究支援室HP)お知らせします。

「日本学術振興会 研究倫理eラーニングコース」 →



5 研究支援体制

研究支援室

様々な研究支援や科学研究費助成事業公募に関する説明会・研究倫理研修の実施、研究に係る委員会の事務取扱いなどを行っています。

委員会

生命倫理委員会

本学に所属する研究者が行う人間を対象とした研究においてヘルシンキ宣言（被験者の権利・利益を優先すること、一般的に認知された科学的諸原則に従って行うこと、計画書を研究倫理委員会に提出し承認を得ること、被験者の自主的な同意を得ること、など）の趣旨に沿った生命倫理的配慮を図ることを目的とします。人間を直接対象とした研究において、アンケート調査や協力が必要となった時には審査を行う必要があります。

※注：内容によっては不要な場合がありますので、「生命倫理委員会に申請するか否かに関するチェックシート」（研究支援室 HP）で確認をしてください。

動物実験委員会

動物実験等の適正な運営を図ることを目的とします。

研究や授業などで動物実験を実施する場合は事前に審査を受ける必要があります。

共同研究推進委員会

学内の共同研究（本学の教員2名以上で構成）について、企画立案の推進及び実施・調整、研究課題の採択などを行います。

知的財産管理委員会

本学の教職員等が創造した発明等に関して届け出があったとき、その提出された発明等が職務発明等に該当するか否か等、判断するための審議を行います。

公的研究費の不正使用に関する窓口

事務管理部 内部監査チーム（TEL：06-6429-1201）

研究活動における不正行為に関する窓口

研究支援室（TEL：06-6429-9931）

6 研究の種類

主な研究の種類の紹介です。これ以外にも財団や研究機関などによる公募などもあります。
ご自身にあった研究を探してみてください。

種別	概要	おすすめポイント
学内共同研究	本学における研究活動の活性化及び教育の質の向上を図るため、共同研究の推進を目的とし、本学の教員 2 名以上が共通の課題について協力して研究するものです。この共同研究には、他大学、その他の研究機関等の研究者を含めることができます。 年に一度（秋頃）募集が行われ、共同研究推進委員会にて審査後、採択された研究課題については、次年度の 4 月 1 日～研究スタートになります。	○これから科学研究費助成事業（科研費）や外部資金の獲得を目指す研究者 ○特に若手研究者のステップアップとして
学外共同研究	本学の研究者と学外の研究機関や企業などと共通の課題について協力し、研究するものです。本学の当該共同研究の担当者及び学生が教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育・研究に支障を生じるおそれがないと学長が認めた場合に限ります。 随時受け付けており、書類の提出後に学外共同研究等審査会で審議のうえ、学外共同研究の受入れの可否が決定されます。	○企業とコラボレーションをして商品開発をしてみたい ○他分野の研究者とともに研究を行って視野を広げたいなどお考えの研究者におすすめ
受託研究	学外の企業や研究機関等が本学の研究者や本学へ研究の委託をするものです。本学の教育・研究に支障を生じるおそれがないと学長が認めた場合に限ります。本学に研究を委託しようとする者は、当該受託研究を担当する本学の研究者と協議の上、申込書類を提出します。 本学の研究者は、受託研究計画書を提出します。 随時受付しており、受託研究等審査会で審議のうえ、受託研究の受入れの可否が決定されます。	○学外研究機関や企業が掲示する条件と自分のやりたい研究がマッチすることにより、 ・自分自身の研究の幅が広がる ・ステップアップになる ・研究現場への還元が期待できる
奨学寄附金による研究	本学における奨学を目的とする寄付及び有価証券のことを指します。奨学寄附金の寄付を申し出る者は、申込書を提出し、受け入れの決定は理事長が行います。 本学の教職員個人が寄附金を受けた場合、次の①②に該当するときは、原則として当該寄附金を改めて本学に寄付するものとします。 ① 職務上の教育・研究を助成しようとするもの ② 当該寄附金をもって本学の施設・設備等を使用した教育・研究を実施するための経費に充てようとするもの。	
科学研究費助成事業（文部科学省・日本学術振興会）、厚生労働省	一般的に、「科研費」として呼ばれることが多く、文学、社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的研究資金」です。 ピアレビューによる審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。若手の研究者を支援する研究種目もあり、若手研究者からベテランまで幅広く日本中の大学や研究機関等で活用されています。	○特に若手研究者を支援する研究種目も増えており、若手研究者におすすめ ○今まで「科研費は難しいもの！」と思っていた若手研究者やベテランの研究者にもぜひ挑戦していただくことをおすすめします
その他、一般公募等の助成金など	公益財団法人や研究機関などから、年中を通して研究助成の案内があります。情報は適時イントラ（研究支援室 HP）へ掲出しています。	○採択されると財団等の HP に掲載されることにより、企業等からのオファーのきっかけになることも

7 科学研究費助成事業（科研費）の案内

●概要

<科学研究費助成事業（科研費）とは？>

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金/科学研究費補助金）は、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、ピアレビューによる審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

独立行政法人 日本学術振興会 HP より

<科研費の原資は？>

科研費は国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費による研究を行う研究者は、その事を意識してルールに従い適切かつ効率的な使用に努めなければいけません。また、直接経費とは別に直接経費の30%が間接経費として研究機関へ入ります。

<科研費のスケジュールはどうなっていますか？>

前年度の4月以降より公募開始、6月～9月に締め切られます。審査期間を経て、4月以降に交付内定、交付決定されます。

●2026(令和8)年度 科研費公募スケジュール

研究種目名	公募開始 公募要領の発表	学内応募表明	学内締切(*1) 書類作成・確認・提出	公募締切	審査結果通知	内定通知受理
特別推進研究	2025年4月11日	2025年4月30日	2025年5月21日	2025年6月17日	2026年1月上旬	2026年4月上旬
基盤研究(S)	2025年4月11日	2025年4月30日	2025年5月21日	2025年6月17日	2026年2月中旬	2026年4月上旬
学術変革領域研究(A・B)	2025年4月11日	2025年4月30日	2025年5月21日	2025年6月17日	2026年2月中旬	2026年4月上旬
学術変革領域研究(A)(公募研究)	2025年7月14日	2025年7月31日	2025年8月20日	2025年9月17日	2026年2月中旬	2026年4月上旬
基盤研究(A・B・C)、若手研究	2025年7月14日	2025年7月31日	2025年8月20日	2025年9月17日	2026年2月下旬	2026年4月上旬
挑戦的研究(開拓・萌芽)	2025年7月14日	2025年7月31日	2025年8月20日	2025年9月17日	2026年6月下旬 (2026年2月下旬(*3))	2026年6月下旬
奨励研究	2025年7月14日	2025年7月31日	2025年8月20日	2025年9月17日	2026年1月下旬	2026年4月上旬
研究成果公開促進費	2025年7月14日	2025年7月31日	2025年8月20日	2025年9月17日	2026年3月下旬	2026年4月上旬
研究活動スタート支援(*2)	2026年3月1日	2026年3月26日	2026年4月9日	2026年5月上旬	2026年7月下旬	2026年7月下旬

(*1) 研究者個人が、応募書類を直接『日本学術振興会』に送付することはできません。所属研究機関の担当事務局（研究支援室）を通じてのみ応募（申請）ができます。

(*2) 「研究活動スタート支援」では、2026(令和8)年度の公募時期に応募できなかった研究者を支援するため、公募・審査の時期を別途設定しています。

(*3) 括弧内は「事前の選考」の審査結果通知の時期です。

●科研費の公募について

4月以降に次年度の公募が開始されたあと、事務局（研究支援室）より学内イントラ/研究支援室 HP に公募のお知らせを掲示します。学内における提出締切期限などについては、10 頁の「●2026（令和 8）年度 科研費公募スケジュール」をご確認ください。

応募を希望する研究種目の公募要領にある応募資格などを確認（下記●応募前に確認しておく事の※注）した上でご応募ください。応募方法は、研究者番号を使用し科研費の電子申請システムにて作成送信してご提出いただくことになります。詳細は、学内イントラ/研究支援室 HP、日本学術振興会の HP にてご確認ください。

「日本学術振興会 HP（科学研究費助成事業）」 →



●応募前に確認しておく事

- ①応募資格の確認
- ②研究者情報登録の確認（研究者番号の取得）
- ③e-Rad の ID・パスワードの取得または確認

※注：①については、事務局（研究支援室）、又は、公募要領等でご確認ください。

②、③については全く初めての方は登録し研究者番号の取得を行います。事務局（研究支援室）へお申し出ください。（研究支援室 HP 参照 → ■研究不正防止への取り組み (3)e-Rad 登録）

●主な研究種目

研究種目	研究種目の目的・内容	補助金・基金の別	(注1) 分担
科学研究費 Grants-in-Aid for Scientific Research			
特別推進研究 Grant-in-Aid for Specially Promoted Research	新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的小人数の研究者で行う研究（3～5年間（真に必要な場合は最長7年間）2億円以上5億円まで（真に必要な場合は5億円を超える応募も可能））	補助金	振
学術変革領域研究 Grant-in-Aid for Transformative Research Areas	（A）多様な研究者の共創と融合により提案された研究領域において、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化や若手研究者の育成につながる研究領域の創成を目指し、共同研究や設備の共用化等の取組を通じて提案研究領域を発展させる研究（5年間1研究領域単年度当たり5,000万円以上3億円まで（真に必要な場合は3億円を超える応募も可能）） （B）次代の学術の担い手となる研究者による少数・小規模の研究グループ（3～4グループ程度）が提案する研究領域において、より挑戦的かつ萌芽的な研究に取り組むことで、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域の創成を目指し、将来の学術変革領域研究（A）への展開などが期待される研究（3年間1研究領域単年度当たり5,000万円以下）	補助金	文 ・ 振

基盤研究 (S) Grant-in-Aid for Scientific Research(S)	一人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 原則5年間 5,000 万円以上 2 億円以下	(S)	補助金	振
基盤研究 (A・B・C) Grant-in-Aid for Scientific Research(A)/(B)/(C)	一人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 (A) 3～5 年間 2,000 万円以上 5,000 万円以下 (B) 3～5 年間 500 万円以上 2,000 万円以下 (C) 3～5 年間 500 万円以下	(A)		
		(B)		
		(C)	基金	
挑戦的研究 (開拓・萌芽) Grant-in-Aid for Challenging Research (Pioneering)/(Exploratory)	一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究 なお、(萌芽)については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究も対象とする (開拓) 3～6 年間 500 万円以上 2,000 万円以下 (萌芽) 2～3 年間 500 万円以下	基金		振
若手研究 Grant-in-Aid for Early-Career Scientists	博士の学位取得後 8 年未満の研究者 (注2) が一人で行う研究 2～5 年間 500 万円以下	基金		振
研究活動スタート支援 Grant-in-Aid for Research Activity Start-up	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等の取得又は未就学児の養育から復帰する研究者等が一人で行う研究 1～2 年間 300 万円以下 (研究期間が1 年の場合は 150 万円以下)	基金		振
奨励研究 Grant-in-Aid for Encouragement of Scientists	教育・研究機関や企業等に所属する者で、学術の振興に寄与する研究を行っている者が一人で行う研究 1 年間 10 万円以上 100 万円以下	補助金		振

(注2) 役割分担欄の「文」は文部科学省が、「振」は日本学術振興会が担当することを示す。

(注1) 博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後 8 年未満となる者を含む。

その他、特別研究促進費、研究成果公開促進費（研究成果公开发表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金（国際先導研究、国際共同研究強化、海外連携研究、帰国発展研究）などがあります。詳細は日本学術振興会の HP、公募要領などでご確認ください。

●科研費の使用、管理について

科研費の管理や諸手続きは、全て研究機関が行うことになっています。これは、研究者の負担を軽減し、うっかりミス等意図せぬルール違反を防止するためです。物品の購入方法など研究機関によりルールが異なりますので事務局（事務管理部）へ確認するようにしてください。また、科研費で購入したものは全て研究支援室での検品・検収が必要となります。

「科研費 学内使用ルール」 →



●科研費の研究組織 研究組織としては以下の3通りです。

1. 研究代表者（補助事業者）

補助事業の遂行に当たって全ての責任を持つ者です。よく「代表者」と言います。また、その代表者が所属する大学（等）を「代表校」と言ったりします。いったん代表者が全ての補助金を受領し、分担者へ毎年分配を行います。

2. 研究分担者（補助事業者）

研究代表者と共に補助事業の遂行に責任を負う者です。よく「分担者」と言います。また、その分担者が所属する大学（等）を「分担校」と言ったりします。研究代表者から分担金の分配を受け、自らの裁量で研究費を使用することができます。

3. 研究協力者（補助事業者ではありません）

研究課題の遂行にあたって効力を行う者です。

○応募資格がない者であっても「研究協力者」になることができます。

○研究協力者は、科研費を主体的に使用することはできません。

●研究中の各種変更等について

手続きをすれば、以下のような変更をすることも可能です。詳細は、日本学術振興会の HP、公募要領などでご確認ください。

◆直接経費の使用内訳の大幅な変更

各費目の額を直接経費の総額（＊）の 50%（直接経費の総額の 50%が 300 万円以下の場合は事前に手続きが必要で
す。＊補助金分：年度ごとの交付決定額 ＊基金分：複数年度にわたる研究期間全体の交付決定額

◆産前産後休暇又は育児休業による研究期間の延長

◆研究分担者の追加・削除

例えば、同じ研究組織に参画していて「研究分担者」から「研究協力者」に変更しようとする場合は 「研究分担者の削除」に該当しますので、注意してください。

◆海外における研究滞在等による研究機関変更

科研費の対象となる研究機関以外へ変更する場合、科研費による研究継続は認められません。

◆補助事業期間の延長＊

基金分の種目は、最終年度に事前に補助事業延長承認手続きを行うことにより、1 年間補助事業期間を延長できます。（補助金種目の場合には、繰越申請手続きが必要です。）

＊国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））については、交付申請した日から起算して 3 年を経過する日の属する年度の末日まで、補助期間を延長することができます。

●科研費のメリット

研究者自身の研究力向上、研究業績アップ、教育活動への還元、大学への貢献など様々なメリットがあります。また、研究種目も幅広く用意されており、これからの若手の研究者からベテランの研究者まで応募することができます。

●その他

科研費に関するご質問等は下記のリンク先をご活用ください。

「日本学術振興会 HP（科研費 FAQ）」→



8 研究成果・研究業績等の公表について

本学の研究者情報・研究成果を広く社会に公開することは、本学での学びの内容や研究水準を明示することで受験生に選ばれることや、共同研究の充実等により新たな研究成果を創出し、研究機関としてのブランド力向上に資するものです。また一定範囲の情報公開は認証評価や私学助成の要件にもなっている等、社会への説明責任としても、求められています。国税を原資として行われた研究成果等は、広く国民・社会への公表義務があり、科学研究費助成事業データベースをはじめ、本学HP「研究・産学官連携」にて、広く公開されることになります。

つきましては、本学が導入している研究業績管理システム（研究業績プロ）、及び、リサーチマップに、学内担当部署「事務管理部 人事課」の指示に従い、「研究者情報・業績情報」の入力作業を行っていただくようお願いします。

「科学研究費助成事業データベース」→



「本学 HP（研究・産学官連携）」→



「research map 新規登録ページ」→



9 その他

●学内専用「研究支援室 HP」

本学研究支援に関する情報（規定・書式等）は、学内専用「研究支援室 HP」からご確認ください。
学外からの案内等も随時掲示、更新しています。

「学内専用 研究支援室 HP」→



園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部

図書館 研究支援室

令和 7 年 6 月発行